

(投稿論文)

## 近代的「帰化」制度の諸問題

——現代および明治初期の「帰化」制度の比較から——

佐々木 てる

### 1. 「帰化」制度の現在 ——現状と問題点——

法律上「日本人」となるには出生(血統)による国籍取得、もしくは「帰化」による国籍取得の二つの方法がある。当然外国人が日本国籍を取得するためには、「帰化」という方式をとることになる。しかしながら「帰化」とは単に国籍を変えるという形式的なもしくは書類上の問題にとどまらず、民族意識や国民的アイデンティティの変更、国家への忠誠心など様々な意味が付随している。これらのことから本稿の主題は、近代的な「帰化」制度<sup>(1)</sup>が持つ意味を考察することにある。

さて現行の「帰化」制度はどのような問題を内包しているのか。戦後日本の「帰化」制度は様々な側面から批判を受けてきたといえる。例えば帰化申請の際には「国籍証明書」「外国人登録証」「パスポート」はもちろんのこと、「学歴証明書」「預貯金残高証明書」「技能証明書」「診断書」など細かな書類の提出を求められる。これらの点はプライバシーの侵害として非難されてきた<sup>(2)</sup>。民族名変更の法的な規定はなくなったが、一般的には行政指導という名目上、半強制的な氏名変更の指導が行われているのも事実である<sup>(3)</sup>。そしてそれら形式的な書類審査が受理された後、調査担当官による実地調査が入る。この実地調査においては周辺の人々に素行を聞いてまわったり、子どもの通っている学校に連絡が来たという話もある<sup>(4)</sup>。最終的には法務省民事局第五課による総合判定が行われ、法務大臣による許可、不許可がくだされる。つまり法務大臣の裁量が大きく関与している。その点も公正さがどの程度まで確保できるかという点

で批判を浴びている。戸籍への記載や外国人登録の原票の閉鎖等が行われ初めて国籍上「日本人」となる。その間一年から二年はかかると言われており、申請期間中の具体的、精神的労力は計り知れない。またこれらの審査の過程は完全に密室業務になっており、説明は一切行われぬ。それゆえ、もし不許可になった場合においては、その理由を知るすべがないのである<sup>(5)</sup>。

これら手続き上の問題以外にも、「帰化」の持つ意味について問題が提起されてきた。例えば、1988年に行われた「在日朝鮮人の帰化を考えるシンポジウム」では「そもそも帰化ということばについて、在日同胞社会では拒絶反応を示すのが一般的傾向です。(中略) 帰化の増加現象は南北政府の在日同胞に接する基本的な姿勢と日本の同化政策とが重層的に連動しあう中で生まれた歴史・社会的産物といえます」と現状が語られている<sup>(6)</sup>。また金は『在日朝鮮人の帰化』(1990)の中で帰化行政が「在日朝鮮人の「少数民族化」を防ぐための同化(日本人化)政策である」と指摘している[金、1990:30]。つまり戦後の日本のエスニック・マイノリティへの政策は、「帰化」を行って完全に日本人に同化するか、さもなくば本国に帰国するかという二者択一的なものだったのである。

さて、戦後の在日韓国・朝鮮人の運動、もしくは研究活動は多岐に渡り、現在様々な思想があるので、本稿ではかれらの言説自体を扱うつもりはない。ここで確認したいのは、日本の「帰化」制度は多くの問題を抱えており、それによって不利益を被っている人々が存在するという事実である。戦後の「帰化」制度の始まりは、後に述べるが冷戦構造が原因とされている。つまり反共政策を背景に朝鮮人に対する管理が強化され、日本人になるか帰国するかが迫られたためであろう。しかしながら、これから見ていくように「帰化」制度に内在する同化政策は、明治初期の「帰化」制度の成立過程においてすでに育まれてきたものである。そしてその明治期の法律が下地となり、戦後の制度へと継続されたと思われる。つまり形式上は単なる国籍選択だと思われる「帰化」という行為は、ナショナリズムという文脈、論理から様々な意味が付与され、最終的には人格の変更まで要求するものなのである。本稿はこれらの問題意識から、戦前、戦後の「帰化」規定の比較、連続性、および「帰化」制度の成立過程を分析するものである。

本論文の構成は次のようになっている。まず2-1において戦後直後、日本

国憲法の成立時における外国人への差別的措置を確認する。そしてそこから戦後の「帰化」制度が実質的に必要になっていったことを指摘する。2-1においては、戦後の帰化に関する法律が明治期の「帰化」に関する規定を引き継いでいることを確認する。さらにそのことによって明治期と戦後の連続性が明確にされる。次に3-1においては明治期の「帰化」制度の沿革史を振り返り、3-2においては「帰化」制度以前の帰化の状況、3-3では当時の社会状況、主に内地雑居論争で交わされる言説について、3-4では法案作成の過程（貴族院議事録より）をそれぞれ考察する。それらの作業を通じて「帰化」という個人的な行為が、国家のシステムつまりはナショナリズムへ回収されていく流れを指摘する。4においては再び現代との比較を行いつつ、今後の課題を検討してみる。

## 2. 「帰化」制度の規定 ——明治初期と戦後の比較から——

### 2-1 戦後在日外国人の法的地位の変化と「帰化」制度

まず戦中から戦後の日本の社会状況の変化によって、在日外国人の法的地位はどのように変化したのであろうか。戦後の日本は連合国の占領下に置かれるが、それは「間接統治」であり、政府や議会の存続が認められる一方で、占領当局（GHQ）の指令を受けてさまざまな占領下改革が進められていた。この状態は約7年間続き、その間外国人の出入国に関する権能も失っていた。その一方で、在日の旧植民地出身者である朝鮮人、台湾人はきわめて不安定な地位に置かれることになった [田中, 1997a:24]。

まず朝鮮人、台湾人は1945年において「参政権」が停止された。次いで1947年天皇最後の「勅命（二百七号）」として公布発行された「外国人登録令」によって、「台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」と発せられた。この法律により台湾人、朝鮮人は日本国籍を有しているが、外国人として登録し、その登録証明書を常時携帯し、提示を命じられれば常に応じる義務を負わされた [田中,

1952年政府は旧植民地出身者に関して「当分の間外国人」から正式に「日本国籍を喪失し外国人となる」とした。また同年に制定された「外国人登録法」によって完全に管理の対象となる。結局のところ外国人は管理される対象となり、「指紋押捺」と「外国人登録証」の常時携帯が義務づけられた。この結果意図的に創られた「外国人」がもう一度「日本人」になるために採った手段が戦後の「帰化」のはじまりである。つまり法務府民事局長通達「朝鮮人及び台湾人が日本国籍を取得するには、一般の外国人と同様に帰化の手続きによること、その場合、朝鮮人及び台湾人は、国籍法にいう「日本国民であった者」及び「日本国籍を失った者」には該当しない」とされた[田中, 1997b:114-115]。ちなみに1952年当時の帰化者数は282名で、うち朝鮮人が232名であった。その後1960年までに帰化者は2万71人、うち朝鮮人は1万8,110人であり約90%を占めていることは特徴的といえよう[森田, 1996:28,51]。法務省の発表によると1995年度末で韓国・朝鮮人の帰化者数は約19万人となっており、全体では約21万人程度と言える<sup>(7)</sup>。戦後着実に帰化者の数は増加している。

1952年当時の社会的背景を確認しておく。サンフランシスコ講和条約(1952)が締結され、日本は反共の防波堤としての役割を担う代わりに主権を回復した。これは「朝鮮政策は第二次大戦までの関係を精算しないままに冷戦体制を補強し、かつ朝鮮戦争中に生まれた敵対関係的国家関係、北朝鮮・中国に対する敵視政策を助長」する結果をもたらした<sup>(8)</sup>。このことは同時に国内の外国人の管理強化を意味していた。例えば国内の治安維持として古関、青木(1985)は、外国人の管理強化が進んだと指摘する。つまり「外国人＝朝鮮人・台湾人＝共産主義者という図式があった」とし、「外国人登録証」の常時携帯義務との関連を指摘している[古関、青木, 1985:192]。もっとも台北政権とはサンフランシスコ条約と同時期に平和条約が調印されているので、むしろ仮想敵は朝鮮人と中国本土から来た人であったように思われる。いずれにせよ、戦後の朝鮮人への排除の問題の一端は東西冷戦による二極構造によってもたらされたものであると考えられる。

戦後の「帰化」制度が実質上必要になった背景を確認してきた。戦後帰化の始まりは、意図的に創りだされた「外国人」が、もう一度「日本人」になるた

めとった手段といえる。さて「帰化」制度が「外国人」を「日本人」へ同化させる目的をもっていたことは、戦後の冷戦構造といった社会的な要因だけに起因するものではない。冒頭にも述べたが、日本が近代国家を成立させる過程において既に育まれていたものと思われる。その明治初期と現代の連続性を確認するためにまず、帰化規定（条文）の比較を行うことにする。

## 2-2 帰化規定

戦後の「帰化」規定と明治初期の「帰化」規定の類似性を確認していく。

まず「帰化」制度は現行の国籍法、第四条から第十条にあたる。戦後国籍法とは「明治三十二年法律第六十六條（国籍法）」<sup>(9)</sup>を廃止し、その改訂として成立したものである。主に手塚（1995）の分類を参考に、その内容を確認しておく。まず帰化の種類は大別すると、「普通帰化」および「特別帰化（簡易帰化、大帰化）」に分けられる。普通帰化は、「居住条件」「能力条件」「素行要件」「生計要件」「元国籍喪失要件」「日本国憲法遵守要件」の六つで構成されている。また「特別帰化」のうち「簡易帰化」とは日本国民の子であった場合や配偶者が日本人の場合、前述の「居住条件」「能力条件」「生計条件」が免除されることである。さらに「大帰化」とは「日本に特別に功勞のあったもの」が上記に規定にかかわらず、国会の承認を得れば帰化が許可されるというものである[手塚, 1995:13-19]。

表1は明治32年（1899）最初に出された国籍法における「帰化」規定と、1998年現在の「普通帰化」に関する規定の比較である。一見して気づくことは、明らかに戦前の「帰化」規定を基調としている点である。例えば「居住条件」「能力条件」「素行要件」「生計要件」「元国籍喪失要件」の五つまでが同内容であり、最終的な決定権が法務大臣（明治期は内務大臣）にある点まで同一である。また表においては省いたが、明治期の国籍法の第九条、十条は「簡易帰化」について、十一条は「特別帰化」について規定されており、現代の帰化規定とほぼ同一内容になっている。

違う点としては、戦後の条文として付け加えられた「日本国憲法遵守要件」（国籍法第五条の6）である。また明治期においては帰化者は「國務大臣」「枢

表1・「普通帰化」規定の比較

国籍法	法律第六十六号 国籍法
<p>第四条</p> <p>① 日本国民でない者（以下「外国人」という。）は、帰化によって、日本の国籍を取得できる</p> <p>② 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない</p> <p>第五条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することはできない</p> <p>一 <u>引き続き五年以上日本に居住すること</u></p> <p>二 <u>20歳以上で本国法によって能力を有すること</u></p> <p>三 <u>素行が善良であること</u></p> <p>四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること。</p> <p>五 <u>国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと</u></p> <p>六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと</p> <p>（下線引用者）</p>	<p>第七条</p> <p>外国人ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ帰化ヲ為スコトヲ得</p> <p>内務大臣ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ其帰化ヲ許可スルコトヲ得ス</p> <p>一 <u>引続き五年以上日本ニ住所ヲ有スルコト</u></p> <p>二 <u>満二十年以上ニシテ本国法ニ依リ能力ヲ有スルコト</u></p> <p>三 <u>品行端正ナルコト</u></p> <p>四 独立ノ生計ヲ営ムニ足ルヘキ資産又ハ技能アルコト</p> <p>五 <u>国籍ヲ有セス又ハ日本ノ国籍ノ取得ニ因リテ其国籍ヲ失フヘキコト</u></p>

【平成10年度版 六法全書】及び【明治三十二年 法令全書】241-245頁参照

密院の議長、副議長、顧問官」「宮内勅任官」「特命全権公使」「陸海軍の将官」「大審院長、会計検査院長、行政裁判所長官」「帝国議会の議員」といった公職に就けなかったが(第十六条)、戦後はその規定が無くなくなっている。その他、明治期の法律において、婚姻時に女性は男性の国籍に変更しなくてはならなかったが(第十八条)、戦後女性にも国籍の選択は与えられた。ただし出生における男性中心主義的な政策は戦後も続けられ、1984年の国籍法の改正によりようやく両系血統主義が採られた<sup>10)</sup>。このように明治初期において作成された、「帰化」規定は現代のものと非常に類似している。では明治期に作成された「帰化」規定はどのような社会的状況のもと作成されたのか振り返っていくことにする。

### 3. 明治初期の「帰化」法案をめぐる社会的状況

#### 3-1 沿革史

まず帰化法案の沿革史を確認しておく。帰化法の前身となるものは明治6年(1873)太政官一〇三号布告、通称「内外人婚姻条規」「外国人婚姻条規」と呼ばれるものであった。この背景には安政5年(1852)日米修好通商条約以来、西欧諸国との不平等条約の締結。それに伴う特別居留地の設置によって外国人との接触機会が増加し、婚姻関係が生じたためである。また戸籍法との兼ね合いもあり、統一的な法律の規定を定める必要があったからである。以後明治9年(1876)「内外人民婚嫁之儀上申」、明治16年(1883)「内外人結婚条例」と代替案と続く。しかしながらどの法律、及び法案も対外的な認知に到らず、実質的な執行力はなく廃案もしくは、国内の業務に参考とされた程度のものであった[小嶋, 1988:284]。

上記のような婚姻問題を含め、「帰化」法の導入が必要とされた。その原案は明治9年(1876)頃から立案されていたようである。井上毅の遺文書に「帰化法案ニ対スル「ボアソナド」氏の意見」があり、そこから推測できる。次に明治19年(1886)に井上毅から伊藤博文宛の書簡「帰化法案ハ外務省ニテ起草中ナリト「モッセ」氏ノ密話ヲ聞ケリ」とあり、当時外務省において立案が進ん

でいたことが伺われる [井上毅傳記念編纂委員会, 1971:100-101]。しかしこれらの詳しい内容については不明だとされている [小嶋, 1998:289]。この後、帰化法は帝国憲法制定の兼ね合いから国籍法に含まれ議論が続けられていく。「帰化」制度が独立の法としてではなく、国籍法の規定として組み込まれているのはこの頃からといえる。

さて、帝国憲法成立の過程において、井上毅、伊藤博文が中心的な役割をになったの知られているところである。明治 20 年 (1884) 井上毅は「憲法草案起草 甲案」を提出している。ここでは国籍についての法律が、民法と帰化法に分割されている。その後帝国憲法は伊藤博文、伊藤巳代治、金子堅太郎の三人が中心になって「夏島草案」が作成された。「夏島草案」においては、「第四十九条 凡ソ日本臣民タルノ資格ノ得喪及帰化ニ関スル規則ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」とし、現在の日本国憲法の条文とほぼ同内容の規定ができています。その後「法律ノ定ムル」の法律は「国民身分法」、「帝国臣民身分法」「日本国籍法」と法案が続き、明治 31 年「国籍法」の成立にいたる。結局「帰化」に関しては、独立の法律として成り立つことはなく「国籍法」の中に含まれていった。

「帰化」制度の沿革については上記のような流れであるが、その社会背景はいかなるものがあったのか。具体的な「帰化」者の事例、当時の日本社会の論調、及び「帰化」制度に関する貴族院議員の意見をそれぞれ見ていく。

### 3-2 「帰化」制度制定以前の帰化

「帰化」制度が成立する以前の帰化はどのように行われていたのか。ここでは「土地所有」と「国際結婚」という二つの視点から分析していく。

まず「帰化」制度が成立する以前に、小笠原で帰化を許した例がある<sup>(11)</sup>。小笠原諸島は「天保元年 (1830 年) アメリカ人 5 人がハワイの島民男女 17 人をつれて父島 (州崎) に移住して、後に各地に分住した」と記録がある。その後、欧米人、南洋人など鯨漁船にて往来が行われ、多くはハワイ島民の女性と結婚し子どもを生み、また母島にうつるものもいたとされている。以後、嘉永五年 (1853) 年夏、父島に 31 人、文久二年 (1863) 父島で 10 世帯、41 人 母島には 1 世帯 14 人、明治六年 (1873) の春に父島に 68 人、明治 8 年 (1875) 年に



父島 14 世帯 71 人、明治 10 年 (1877) 合計 61 人、明治 12 年 (1879) に 13 世帯、67 人と記録されている。

小笠原において最初に帰化が認められたのは、明治 11 年のことであり、「独逸人「フレデリツキロス」初メテ母島ニ帰化入籍セシ」とされている。その後明治 15 年 (1882) 4 月のまでに、20 家族、71 名 (男子 37 名、女性 34 名) が帰化を行っている。そのうち国際結婚組はたった一組「ジョージゴンザ」と「柳タケ」(子ども 3 人すべて同時に帰化) だけであり、19 家族が丸ごと日本人になったことになる。この時代の帰化はほとんどが国際結婚による国籍変更が主だったため、非常に珍しいケースといえる。

もっとも小笠原での帰化は「民籍ニ入ル」とされており、「国籍」移動としての帰化というよりは、戸籍に編入されるという意味を持っていたようである。また「全島動不動産ヲ保有スル者我皇民」でなくてはならないとされており、「帰化」の理由が主に土地所有権の取得のためであったと推測される。その他、「帰化人世話係」を雇っていたという記録もあり、帰化者に対する補助があったことがうかがえる。

逆に帰化が認められなかったケースとしては、北海道開拓移民の例がある。開拓移民を外国から募集する案として政府は、明治 8 年 (1875)「清国人民北海道移住並給興規則」等の外国人への土地貸与案を作成した。その結果、明治 9 年 (1876) 清の山東省から梁維昇を農夫頭として 10 名を招来し札幌郡丘珠村に住ませた [北海道廳編, 1918:324]。彼らのうち 8 名は病死、及び帰国したが、2 名が永住申請を行なった。開拓使は「御国籍ニ入り北海道ニ永住生計ヲ営ミ度趣願出」という申し出を、「願意聞届」と判断し、太条三条実美に提出したが許可されなかった [小嶋, 1988:289]。先の小笠原の場合は地方官独自の判断により許可され、北海道の場合は中央へ許可を求め不許可になっている違いがある。開拓地という重要性があるので、単純な比較はできないが地方によって対応の違いがあったことは間違いないと思われる。

明治 31 年 (1898) に国籍法が施行されるまで、日本における「帰化」は上記の「土地所有」以外は「国際結婚」に関連していたと思われる [小山, 1995:114]。つまり前者は移民、労働等様々な理由から日本に移住し、生活基盤を将来的に現地におくという必要性から生じたものであり、後者は外交等で来日、渡航し

た有識者が日本（及び海外）で結婚し、当時の国際常識上同一の「国籍」を採る必要性から生じたものである。

明治19年（1886）から明治30年（1897）までの12年間に59人の外国人が帰化しているが、その大部分は国際結婚によるものと思われる。実際の業務としてはいかなるものであったのか。例えば明治23年（1890）に横浜在住のジョセフ・デベッカーは当時の内閣総理大臣に書簡を送り、どのようにすれば日本国籍に帰化できるかを問いあわせている。それについて外務省からの内閣書記官長宛の回答は、国際結婚の婿養子・入夫以外に外国人が日本への帰化を許された例はないという返事であった。その間のやりとりは不明であるが、翌年にデベッカーは小林米珂と名前を変え帰化している〔小山, 1995:115〕。

これらの「帰化」業務は先に挙げた太政官一〇三号の条例を源流とした国内業務に即したかたちで行われたといえる。ちなみに国際結婚第一号は南貞助と英国人ライザ・ピットマンであり、その後離婚をしている<sup>(12)</sup>。彼は後に小笠原島東京府出張所長に就任し、小笠原島民の帰化に貢献している。「帰化」制度が成立する以前の帰化は、いわば特例的な要素が強い。こまでは考えられなかった国際関係上の業務が生じ、政府としての対応が公式に定まらないため、主に地方官の裁量に任されてきたといえる。ではこの期間に有識者の間では帰化についてどのような意見が出ていたのか。

### 3-3 内地雑居論にみる「帰化」法

「帰化」制度（もしくは法案）に関して有識者の間では、「土地所有」や「結婚」といった具体的な事務よりも、「国家」の指針といった方向で論争が繰り広げられていたようである。特に当時、盛んに行われた「内地雑居論争」にその内容が見られる。

内地雑居論争は幕末に結ばれた不平等条約を改正するあたりに起こり、明治32年（1899）居留地撤廃にいたるまで行われた論争である。条約改正前の日本では、外国人は治外法権の居留地にのみ居住していたが、改正後、これらの外国人が国内混住や土地所有が可能とされることになり、その是非について論争が発生した。小熊が指摘するようにたんに守旧派と開明派の対立ではなく、「日

本の独立を維持するにあたり、国民の民族的均質性を優先し島国に閉じこもるか、それとも異民族を同化吸収しつつ海外進出に打ってでるかという二つの国家プラン、二種類のナショナリズム」の対立であった [小熊,1995:48]。

この論争においては、条約問題と関係して「帰化」制度についても意見が述べられている。開明派の代表論者であった田口卯吉は『居留地制度と内地雑居』の中で「帰化法はさげられない。条件によって悪人を拒むことができる」と「帰化」を奨励している [稻生,3:32-36]<sup>(1)</sup>。一方守旧派の井上哲次郎は『内地雑居論』の中で「各人種混合の為合同力を失う事」「人種滅亡の事」、優等人種欧州人を我が国に置いて制御するのは難しい、国力を削減するとし、帰化についても否定的だといえよう [吉野,6:476-481]。その他、帰化法を「無頼外国人奨励法案」とし横浜在留英国人は「実際は無頼外国人の帰化を奨励するをなすべし」と批判している [稻生,5:484]。「帰化」法について中間的な立場として、文学博士井上円了が挙げられる。井上は「帰化人少数をるは却て憂うべし」とし、帰化人が少ない場合、欧米諸国にとって未開国、日本に好んで移住しようとする者は、必ず出身国において信用を失い、名誉をなくした不徳、不良の外国人だろう。多数いれば善良人物もいるはずだとしている [稻生,5:507]。これらの意見は主に欧米諸国の人々を対象として述べられた意見であるが、当時の中国人についても指摘がある。

山脇は内地雑居論のもう一つの側面として、資本は欧米によって、労働市場は「支那人」にとられるという意見があったのを指摘する。中国人は国内最大の人口であったので、彼らを含めた外国人に対し内地雑居に反対が多かったと述べている [山脇,1996:65-70]。下記の表から分かるように確かに外国人の多

年	総数	中国	朝鮮	アメリカ	イギリス
明治9年	4,348	2,371	0	132	1,025
30年	10,531	5,206	155	1,076	2,118
43年	14,879	8,420	2,577(2)	1,633	2,430
大正9年	35,569	22,427(1)	40,755	3,966	4,188

(1) 台湾人 (1,703) を含まず (当時は日本国民)

(2) 朝鮮人、明治43年、大正9年とも当時は日本国民

[荻野,1980:14] [日本帝国年鑑 復刻版 第十七回 81頁 (日本統計協会)] 参照

くは中国人であった。居留地において英国人の下働きとして日本に渡ってきた人々が主であったといえる。貴族院の議事録においても、「帰化」法の問題の一つとして、中国人に対する対処が議論されている。すなわち、「帰化法が發布されたら支那人の労働者は日本人に帰化し労働するほうが便利だと思う。そうすると我が国の労働者に影響をおよぼすのではないか」といった意見がでた。それに対し、支那人はめったに帰化しない、もしそうになったら「別段ノ法律ヲ以テ」禁止すればよいと意見が交わされた〔貴族院会議録、1995:169-191〕<sup>(14)</sup>。このように欧米人に対して、中国人には明らかに差別的な処遇が見られる。

### 3-4 「帰化」法案をめぐる諸問題

対外的な制度の成立は常に欧米の対応が問題となっていた。例えば先に挙げた太政官一〇三号布告では、日本人と結婚した外国人の女性は自動的に「日本国籍」になるとしていたが、欧米諸国にはとうてい受け入れられないものであった。独逸公使フォン・プラントからは「実施行ハレル場合ニハ容易ク至リ兼候ト見込申候（中略）独乙人何ノ故ヲ以テ其国人ノ分限ヲ失ウ哉 其決定ノ權ハ貴国政府ニ非ス」と返答を受けた。さらに英国、フランス、ロシアからも正式文書で、「自国民に適用なきこと」を強調されてた。これらの法律は、欧州各国と同内容であったが「こと渉外的効果をもつものであるかぎり、日本国法はまったく効果を持ちえない」のが国情であった〔小嶋、1988:277〕。このような国際関係上の問題もあり、「帰化」（もしくは国籍）に関しては法律を制定することが困難であった。当時の「帰化」法に関して議会の議事録からその様子を伺うことができるので、その内容を中心に考察してく。

まず現存する資料において、議会で如何なる話し合いが行われたかを知るには、貴族院の議事録の存在が挙げられる。貴族院の議事録は、井上毅立案の明治22年(1889)に作成された「帝国臣民身分法」案が議会にかけられた時の記録と思われる。貴族委員会は周知のように帝国憲法下で衆議院と並んで帝国議會を構成した立法機関である。憲法発布と同時に貴族院令が公布され、皇族、華族、勅選議員、多額納税者議員で構成されていた。

貴族院において明治24年(1891)の12月24日に「帰化法案特別委員会」が

行われている。この委員会の主旨は「法律上ノ必要モアリ又實際ノ必要モアルナリ帰化出願人モ可ナリ之アルニ日本ハ未タ之ニ関スル法律ナシ」という現状のもと、早急に「帰化法」を作成する必要があったからである。このような背景のもと貴族院においても対欧米への配慮、不平等条約に関する議論がなされている。例えば「帰化」を扱う「身分取扱吏」とは民法人事編中規定の市町村長のことであり、居留地の場合横浜なら横浜市長であった。つまり通例として「帰化」の承認を判断するのは地方の責任者であった。しかしながら法制化を行う際に「居留地は日本の土地とはいうが、実際は外国のようなものだ。治外法権が撤廃されない現在において横浜市長に外国人の身分を取り扱わせていいのだろうか」といった議論が出ている。つまり対外的な認知が問題になり、実質的な「帰化」の承認ができないということである。

その他「帰化」を許可した場合の問題点としては、どのようなことを考慮していたのか。例えば「文明を以て自負する欧米人等か自国に本籍を有しなから其の劣等国視する我日本に帰化せしむことを欲する者現に之あるへきや云は、無頼の徒にあらざるよりは之を願う者は実に希有のことなるへし」とし、「帰化」するような者は本国においてまともな人間ではないとくくられている。これに対し「之を願う者は常に無頼者のみに限らず随分高貴の人物も少なからず現にフルベッキ氏の如きも之を希望せり」といった反論が加えられている。先の「内地雑居論争」でふれた「無頼外国人奨励法案」や井上円丁の意見と同様のことがここでも問題となっている。

条文自体の問題点として「品行や生活に関する規定は治外法権が撤廃していない今日では確かめるのが難しい」といった問題がでた。また「帰化出願前引き続き満十年以上日本に居住し・・・」とあるが治外法権下では外国にいるのと同じだ、だから前十年と後十年とでは大きく意味が異なる。治外法権撤廃後も引き続き満十年以上日本に住居するでなければならないのでは」といった意見がでてくる。この点が影響して、明治31年(1898)国籍法では五年以上日本に居住することが条件となっている。これは欧米では三年という例もあるので折衷案として出されたのであろう。結局この五年とは現在まで、あまり根拠のないまま引き継がれている。

当時の「帰化」法に対する本音は「我が国に於いて帰化法を發布せしむとす

るは今回か最初のことなれば可成的帰化出願の要件を嚴重にしたるなり」といった点に集約できる。日本の境界を設定し、日本人と外国人の区別を制度的に明確化するという、ナショナリズムの基本的な構図が明確にされているといえる。

#### 4. まとめ

さて「帰化」制度が成立する以前の帰化、そしてそれに伴う社会状況（有識者の意見）、及び制度化する際の官僚の意見等を概観してきた。以上をまとめると次の点が指摘できる。まず実務としての帰化が問題になった点と制度の上で対象とされていた問題の違いである。帰化が実質的に必要となったのは、土地に住む（所有する）ためまたは婚姻のためといった、いわば個人的な問題であった。これは近代的な国家が成立する以前には各地域といった、比較的局所的な共同体によって処理されてきた問題であった。しかしながら、近代国家の成立に伴って国際関係上の問題もあり、個人的な問題が国家の問題へ回収されてきたことを示す。例えば日本の場合、国際結婚の問題は条約改正の問題に結びついていて、また土地所有に関して、中国人に帰化が不許可とされたように、国内の労働市場の問題と関連があったと思われる。そしてなにより、帰化といった国籍変更に伴うものは、国家の構成員の境界線を明確にする機能があったわけである。

さて現代の「帰化」制度を振り返るに、同様の構図が見て取れるのは明らかである。冒頭に挙げた、「帰化」に関する手続きの煩雑さは、「異質なものの排除」というナショナリズムの論理である。戦前においては、対外関係における海外資本、労働力の移入の防波堤という意味で「帰化」制度は排外的な傾向を強め、戦後は「反共」といった意味で排外的な意味を強めていた。社会的状況は違えども、排除の構造は同様であるといえよう。では「帰化」制度といった近代的制度が、国民的アイデンティティや、民族意識といったものと分離したのものとして捉えることはできないのだろうか。

近年「帰化」申請を行った人の中には、「ビジネスライク」という印象を受けた者もいた。本来的には「帰化」申請の許可、不許可は、明確な規準が定まっ

ていれば、機械的に行われても不思議ではない。国際化を迎えている現実においては、様々な理由を付けて「帰化」を不許可にするより、「ビジネスライク」に事務処理を行う方がより現実的といえる。そうすれば、審査過程の透明性もより増すのではないだろうか。ただし、「帰化」行政の実体に関しては、実際「帰化」行動を行った人々の調査を必要とする。また実際に不許可になった人々が、どのような理由であったのかについては、現在のところ公表されていないため把握できない。今後の課題としては、早急なる現状の把握がまず第一といえる。その上で「帰化」行政の見直しを促していくことが必要になるといえる。本稿は「帰化」という制度が明治期の「排除の構造」を引き継いでいることを確認し、とりあえず閉めておくことにする。

#### 〔注〕

- (1) 本稿では明治 32 年に制定された国籍法以前の帰化制度と、その後の「帰化」制度を分けて考えている。国籍法制定以前は慣習、もしくは地方業務として帰化制度は存在していた。そのため国籍法が制定され国家の制度として整備された後のものを近代的「帰化」制度とし、「」をつけることによって区別した。戦後の「帰化」制度も明治期と同様に近代的「帰化」制度といえる。
- (2) 帰化に関するインターネット情報より。FREE COM 奈良 (<http://www7.freeweb.ne.jp/art/tel86/live/live011.html>) では帰化申請に必要な書類が掲載されている。
- (3) 外国人は帰化したことにより、日本の戸籍に記載される。その際帰化の氏名は自由に設定できるが、用いる文字は原則として戸籍法 50 条および同法施行規則 60 条により、常用平易な文字を用いなくてはならない。そのため通常日本文字を使用することが求められる。今日ではアルファベット名をカタカナ、漢字等で表示する例もでている [手塚, 1995:20-21]。
- (4) 1998 年 12 月、山形県新庄市において行った、日本人男性性と結婚したフィリピン人女性へのインタビューより。
- (5) 季刊誌「サイ」21 号 1996 年冬号。特集「帰化と日本国籍取得」の記事より。本論文では、インターネット (<http://www.Juice.or.jp/%7Echong/saitokus.htm>) より、2000 年 6 月 1 日現在掲載されていたものを参考にした。
- (6) シンポジウム「帰化を考える」から、朴炳閔 (韓国奨学会理事) のコメント。出典は

在日朝鮮人社会・教育研究所編『帰化 上巻』の23頁。

- (7) 帰化者の統計については、チョ・ヤンイ氏のホームページ (<http://www.luice.or.jp/~chong/62.htm>)、2000年5月26日現在を参考にした。
- (8) シンポジウム「帰化を考えるの」パネリスト佐々木隆爾氏のコメントより引用した。出典は、在日朝鮮人社会・教育研究所編1989『帰化 上巻』30頁より。
- (9) 本稿では、旧字体はすべて新字体にあらためている。
- (10) 改正国籍法が施行されたのは、1985年1月1日より。それまでは「父系優先血統主義」を採っていたが、沖縄での無国籍児の問題を含む、明らかに女性差別の問題を含んでいたため「両系血統主義」を採用することになった。
- (11) 小笠原については記録は明治二十一年七月七日に出版された『小笠原島誌 完』を参考している。編集は東京府小笠原島庁、印刷者は警視庁監獄石川島分署となっている。
- (12) 南貞助は1847年に長州で生まれ、高杉晋作の従兄にあたる。彼は英国留学中に明治五年(1872)に英国人ライザ・ピットマン(Eliza Pittman)と結婚した。結婚は英国方式で行われ、翌年ライザと共に帰国している。その後山口県の東京出張所に書類を提出している。結婚届のなかでは、岩倉使節団がロンドンに滞在中、岩倉具視全権大使および当時の駐英公使である寺島宗則に許可されたと報告されている。これは当時の政府に許可されたと同じ意味を持つといえる[小山,1995:16-21]。しかしながら、ライザは日本の戸籍に入籍しておらず、当時国際結婚に関する規定が未整備であったことを示している。それゆえ、国際結婚における帰化という問題は生じなかった。
- (13) 本稿では稲生に関しては『内地雑居資料集成』、および吉野に関しては『明治文化全集』より引用している。その際文献挙示を変則的に行っている。[稲生, 3:32-36]とは『内地雑居資料集成 3』を示し、以下頁数としている。また吉野についても同様で[吉野, 6:476-481]とは『明治文化全集 6』を示し、以下頁数としている。引用箇所を用いている漢字は新字体に改めている。
- (14) 『貴族院会議録』は『帝国議会 貴族院委員会会議録』の資料を意味しており、以下出版年、頁を示している。

## 〈文献〉

- 福岡安則 金明秀 1997 『在日韓国人青年の生活と意識』東京大学出版会
- 古関彰一・青山哲夫 1985 「サンフランシスコ体制下の政治」歴史学研究会 日本史研究会編 『講座 日本歴史』東京大学出版会 189-205頁
- 小嶋和司 1988 『明治憲法体制の成立』木鐸社 267-330頁
- 小山藤 1995 『国際結婚第一号』講談社選書メチエ



- 金 英達 1990 『在日朝鮮人の帰化』 明石書店 30 頁
- 森田芳夫 1996 『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』 明石書店
- 宮崎繁樹 1978 「外国人」 宮崎繁樹他 『現代法学全書 53 現代の国家権力と法』 筑摩書房 219 頁
- 二宮正人 1983 『国籍法における男女平等』 有斐閣 215-233 頁
- 荻野芳夫 1980 『基本的人権の研究』 法律文化社 9-15 頁
- 1994 『憲法講義・人権』 法律文化社 34-37 頁
- 小熊英二 1995 『単一民族神話の起源』 新曜社 33-48 頁
- 岡義 武 1953 「条約改正論議に現れた当時の対外意識 (1)・(2)」 『国家学会雑誌 第 67 巻 第 1・2 号 1-24、第 3・4 号 183-206 頁
- 田中 宏 1984 「植民地統治を支えた国籍」 土井たか子編 『国籍を考える』 時事通信社 155-176 頁
- 1997a 「日本における外国人の人権保障とその系譜」 『来日外国人入籍白書』 明石書店 13-37 頁
- 1997b 「国籍法・帰化行政について」 『来日外国人入籍白書』 明石書店 112-133 頁
- 田中康久 「日本国籍法沿革史(1)~(12)」 『戸籍』(1)~(5)1982 年 8~12 月 454~458 号、(6)1983 年 2 月 462 号、(7)~(12)1983 年 7~12 月 467~472 号
- 田代有嗣 1970 「戸籍と国籍との関係について (上) (下)」 『戸籍』5 第 283 号 1-14、『戸籍』6 第 284 号 2-14 頁
- 立作太郎 1898 『比較帰化法』 法理研究会
- 手塚和彰 1995 『外国人と法』 有斐閣
- 山本冬彦/吉岡増雄 1987 『在日外国人と国籍法入門』 社会評論社 29-46 頁
- 山脇啓造 1996 「もう一つの開国 明治日本と外国人」、 駒井洋監修『講座 外国人定住問題 第一巻 日本社会と移民』 57-89 頁
- 在日朝鮮人社会・教育研究所 1989 『帰化 上下巻』 晩叢社

#### 〈資料〉

- 北海道廳編 1918 『北海道史』 北海道廳 342 頁
- 遺文書 井上毅傳記念編纂委員会 1971 『井上毅傳 史料第四』 國學院大學図書刊行 100-10 頁
- 井上哲次郎 「内地雑居論」 吉野作造編 『明治文化全集 6 外交編』 日本評論社 476-481 頁
- 伊藤博文編 1969 『明治百年史業書 秘書類纂 法制関係資料 上巻』

稻生典太郎編 1992 『内地雑居資料集成1-6』原書房 入魂館日吉 0901 巻末、会  
 『明治三十二年 法令全書第三号』印刷局 1901 大分出版  
 『平成10年度版I 六法全書』有斐閣 65-66頁 1991 別冊第1号  
 「佛化法特別委員会會議録」【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會  
 會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991 0901 入魂館日吉

頁 210 思想文庫部【聖徳太子の伝説】 0901 大分出版

頁 70-72 思想文庫部【聖徳太子の伝説】 1991

頁 81-82 思想文庫部 (ささき てる/筑波大学大学院)

『佛化法特別委員会會議録』【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會

會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991

『佛化法特別委員会會議録』【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會

會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991

『佛化法特別委員会會議録』【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會

會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991

『佛化法特別委員会會議録』【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會

會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991

『佛化法特別委員会會議録』【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會

會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991

『佛化法特別委員会會議録』【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會

會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991

『佛化法特別委員会會議録』【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會

會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991

『佛化法特別委員会會議録』【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會

會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991

『佛化法特別委員会會議録』【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會

會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991

(釋賣)

『佛化法特別委員会會議録』【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會

會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991

會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991

『佛化法特別委員会會議録』【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會

會議録』臨川書店 (平成7年復刻版) 169-191頁 1991

『佛化法特別委員会會議録』【第一・二回議會 (明治23・24年) 帝國議會 貴族院委員會